

茨市推第 2087 号  
令和 3 年 2 月 27 日

地区連合自治会長の皆様  
各地域自治組織代表者様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止  
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和 3 年 3 月 1 日（月）以降、特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」から「大阪府」を除外することが決定されました。

また、大阪府では、令和 3 年 2 月 26 日（金）に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、「医療非常事態宣言」が解除され、レッドステージ（非常事態）からイエローステージ 2（警戒）に移行（3 月 1 日から 3 月 21 日まで）されるとともに、府民に対し、「4 人以下でのマスク会食の徹底」をはじめ、「歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること」や「不要不急の外出・移動は自粛すること」などが要請されています。

本市では、国及び府の方針や要請を踏まえ、令和 3 年 2 月 27 日（土）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、別紙のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

その主な内容といたしましては、公共施設のご利用にあたり、原則、大声での歓声や声援がないことを前提としうる活動等の収容率を 100%以内とすること、また、午後 8 時以降の利用制限を解除することなどを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、地域の皆さまにおかれましても、できる限り、不要不急の外出・移動を自粛していただくとともに、引き続き、適切な感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、メール登録されている単位自治会長には、メールにてお知らせしており、重複する場合がございますが、可能な範囲で、単位自治会長の皆さまにお知らせいたしますようお願いいたします。

令和3年2月27日  
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年2月26日付け災対第2634号で示された「イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請等」を踏まえ、下記のとおり決定・変更します。

### 記

#### 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

- (1) 期 間：3月1日～3月21日
- (2) 対 応：適切な感染防止策等（※1）の実施を条件とします。
- (3) 市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

#### 2 参考資料

令和3年2月26日付け災対第2634号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

※1：適切な感染防止策等（イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請より）

- ①業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ②国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入又は名簿作成などの追跡対策の徹底すること。
- ③イベント開催の要件は以下のとおり

期間	収容率		人数上限
3月1日 から 3月21日	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	大声での歓声・声援等が規定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでの イベント等	5,000人以下 又は 収容定員50%以内 （≦10,000人） のいずれか大きいほう
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※1）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。

すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。